

## 令和2年度 芦屋市霊園使用者選考委員会 諮問事項 概要版

	募集墓地区画	申込みできる方	申込時の配慮等	当選者等の決定方法	当選者等決定時の優先	遵守事項
12㎡未満の墓地について(案)	○普通霊園 ・区画数：29 区画 ・面積：1.75～7.05 ㎡ ・使用料(永代)： 131 万 2,500 円～ 793 万 1,250 円 ・1 ㎡当たり使用料： 1～6 ㎡未満：75 万円 6～12 ㎡未満：112 万 5 千円 ○芝生霊園 ・区画数：3 区画 ・面積：4.50～5.25 ㎡ ・使用料(永代) 506 万 2,500 円～ 590 万 6,250 円 ・1 ㎡当たり使用料： 112 万 5 千円	次のア～エすべての項目に当てはまる必要がある ア 令和2年10月6日(火)までに1年以上(令和元年10月5日(土)以前から)継続して、芦屋市内に住所(住民登録をしていること。)を有していること。 イ 既に、芦屋市霊園墓地の使用許可を受けていないこと。 ウ 使用許可後1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を設置できること。 エ 使用料を納付書発行後、概ね1か月以内(令和2年12月25日(金)まで)に一括納入できること。	過去5年間に4回以上当選されなかった方(補欠当選者及び落選者)は2区画申込み可能。 ただし、その回数には追加募集は含まない。	ア 当選者の決定方法 ・応募者が1名の墓地についてその応募者に決定 ・応募者が2名以上の墓地について 抽選 イ 補欠当選者の決定方法 抽選時に申込区画ごとに、抽選で1名の補欠当選者を決定 当選者に辞退があれば繰り上げ当選となる	「芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」を優先とし、それでも重複した場合は、その方々のみで抽選。 「芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」とは、墓地や納骨堂に埋蔵もしくは収蔵したことがない遺骨が現に自宅等にある方(埋火葬許可証があること)をいう。	ア 申込みは、1世帯1墓地(区画) イ 1墓地(区画)には2通以上の申込みは不可。 ウ 同一被埋葬者(遺骨)に対して2名以上の申込みは不可。
	追加募集	上記募集での空墓地。	上記と同じ。ただし、「ア 令和2年10月6日(火)までに1年以上継続して」を「申込日を基準日に1年以上継続して」とする。	受付開始から3日間は、上記募集で当選されなかった方(補欠当選者及び落選者)のみを対象に受付。	先着順。ただし、同申込み日に複数の申込者があった場合は区画ごとに抽選で当選者及び1名の補欠当選者を決定。	/
12㎡以上の墓地について(案)	○普通霊園 ・区画数：28 区画 ・面積：12.00～52.00 ㎡ ・使用料(永代)：1,800 万円～ 7,800 万円 ・1 ㎡当たり使用料：150 万円 ○芝生霊園 ・区画数：1 区画 ・面積：12.00 ㎡ ・使用料(永代)：1,350 万円 ・1 ㎡当たり使用料： 112 万 5 千円	次のア～エすべての項目に当てはまる必要がある ア 申込日を基準日に1年以上継続して、芦屋市内に住所(住民登録をしていること。)を有していること。 イ 既に、芦屋市霊園墓地の使用許可を受けていないこと。 ウ 使用許可後1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を設置できること。 エ 使用料を納付書発行後、概ね1か月以内に一括納入できること。	/	先着順。ただし、同申込み日に複数の申込者があった場合は区画ごとに抽選で当選者及び1名の補欠当選者を決定。	/	ア 申込みは、1世帯1墓地(区画) イ 1墓地(区画)には2通以上の申込みは不可。

今後の募集方法  
 ア 申込み受付に期間を設けずに、常時受けを行う。  
 イ 「申込みできる方」・「当選者等の決定」・「遵守事項」に則って行う。  
 ウ 現在使用中の12㎡以上の墓地(区画)が返還された場合には、募集墓地区画に随時加える。

※「芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」とは、墓地や納骨堂に埋蔵もしくは収蔵したことがない遺骨が現に自宅等にある方(埋火葬許可証があること)をいう。